



梅雨入りとなり湿度の高い日が続いたと思いきや、真夏のように日差しの強い日があったりと気候の変化についていくのがやっとのことです。皆様もお身体には十分お気を付けください。

熱中症対策が義務化され、入居者様のみならず職員も含め、環境整備に努めてまいります。業務中に水分補給する姿も見受けられると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

①特定技能外国人について

ニュース等でご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、ますます進む少子高齢化の日本では、労働力が減り、介護職の人材不足を補うべく外国人雇用を進めている施設も多くなってきました。社会福祉法人靖和会も同様に外国人雇用として特定技能外国人の受け入れを令和7年8月より開始いたします。

8月に2名、年度内には計4名となるミャンマーからの雇用を予定しております。初めての試みとなりますので、まずは入居者様の生活に支障のないことを第一に、外国人には慣れない土地での生活に不安のない様サポートし温かく迎え入れていきたいと思っております。ご面会の際には、見かけることや対応することがあるかと思っておりますので、どうぞ皆様も温かい気持ちで受け入れていただきます様、ご協力をお願いいたします。

②引き落としについて

令和7年4月分介護報酬領収書と令和7年5月分介護報酬請求書を同封いたします。
引き落とし日は、令和7年6月30日(月)です。

③家族会について

先日は、お忙しい中ご参加くださりありがとうございました。現状報告や今後の取り組みについてお話をいただき、後半はご家族様からのご質問タイムとなりました。今回は5年ぶりの開催となり平日に行わせていただきました。家族会の様子は、ホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。今後は年に2回ほどの開催計画をしておりますので、次回は土曜日や祝日等で、多くのご家族様に参加いただけるように検討していきます。また、家族会の日程についてお知らせがわかりにくい部分があったようで、大変申し訳ございませんでした。

④食費変更について

家族会でも話題になりました食費についてですが、施設内で工夫しておりましたが、近年の物価高騰・人件費高騰により給食委託業者からも値上げの協議をさせていただきました。狭山市・入間市の特養の現状を確認し、令和7年7月より食費の変更をさせていただくことにいたしました。変更内容は、別紙にて詳細を記載いたしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

⑤面会について

・面会日 **毎週月曜日～土曜日(祝日を含む)**

※日曜日は、お休みとなります。

・面会時間 **午後 1 : 00～5 : 00 まで**

- ・面会時間・人数に制限はありません。 大勢の場合は別部屋のご用意も可能です。
- ・飲食される場合は、**食事形態の確認の上、ご提供ください。**
- ・マスク着用は、**お願いいたします。**
- ・**体調不良の場合は、面会を控えてください。**
- ・最近のご様子の確認を職員へする場合は、業務に支障が出るため、短時間でお願いいたします。さらにお時間を要する場合は、生活相談員へご相談ください。

・差し入れをお持ちの方へ再度お願いです。

直接、入居者様へお渡しした場合は、必ず職員へお声掛けください。

管理の難しい方は、職員へお渡しください。

夜中に寝ながら食している方や、ダンスの中やベット脇、歩行器のポケットなどから 傷んだ状態で見つけることが増えています。衛生面の問題も生じていますので、ご協力お願いいたします。

※食中毒の発生しやすい時期となりました。生ものや傷みやすいものの差し入れはお控えいただきますようお願いいたします。

⑥各種保険証について

6月中旬から7月下旬にかけて、介護保険負担限度額認定証・介護保険負担割合証・後期高齢者医療費被保険者証の切り替え時期となります。

特に負担限度額認定証については、ご利用料金に関わりますので、お忘れなくお手続きください。新しい保険証等が届きましたら、施設へお届けいただきます様お願いいたします。

⑦マイナ保険証について

厚生労働省より令和8年7月までの方針が決まりましたので、お知らせいたします。

参考資料を同封いたしますので、ご確認ください。

ほとんどの方は、「マイナ保険証の利用が困難な方」に属することになります。後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、特に申請は必要ありませんので、資格確認書がご自宅に届いた方は、面会等来園時にご提出ください。

また、75歳以下の入居者様の場合は、各市町村にて資格確認書の申請を行っていただき、施設へご提出いただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの作成については、今年度までは引き続き入間市役所の協力により出張申請を行っていただけることになりました。お申し込みされている方につきましては、こちらで対応させていただきます。今後新たにご希望される方は、生活相談員へご相談ください。